

第 4 章

被害報告

〔4-1〕 被害状況等報告様式（市町→県）（防災危機管理課）

被害発生報告書

1 報告機関等

● 災害名 []

第報
(年 月 日 時 分 現在)
確定報

市町名：	部課名：
記入者名：	電話：

2 災害発生状況

(1) 人的被害

区分	人員	氏名・年齢、被災の概要
死者	人	
行方不明	人	
負傷者	人	
軽傷者	人	

(2) 住家・非住家被害

区分	棟	世帯	人	被災の概要
住家	全壊	棟	人	
	半壊	棟	人	
	一部損壊	棟	人	
	床上浸水	棟	人	
	床下浸水	棟	人	
非住家	全壊	棟	人	
	半壊	棟	人	

(3) その他公共施設

① 道路被害

区分	路線名	場所・区間	原因	規制	規制開始・解除時間
国道 市町		場所	事前規制 崩土 その他	全面	規制開始 月 日 時 分
		区間 ~	崩土 その他	片面	規制解除 月 日 時 分
国道 市町		場所	事前規制 崩土 その他	全面	規制開始 月 日 時 分
		区間 ~	崩土 その他	片面	規制解除 月 日 時 分
国道 市町		場所	事前規制 崩土 その他	全面	規制開始 月 日 時 分
		区間 ~	崩土 その他	片面	規制解除 月 日 時 分

② 河川被害

河川名	発生場所	概要等

③ ため池被害

ため池名	発生場所	概要等

④ 土砂崩れ被害

発生場所	概要等

⑤ ライフライン被害

断水	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
停電	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
電話不通	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時

3 災害に対してとられた措置の概要

(1) 災害対策本部等の設置状況

区 分	設 置 日 時	廃 止 日 時
災 害 対 策 本 部	月 日 時 分	月 日 時 分
そ の 他 の 体 制 ()	月 日 時 分	月 日 時 分
そ の 他 の 体 制 ()	月 日 時 分	月 日 時 分

(2) 避難措置状況

① 避難指示

対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時

② 自主避難

地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時
地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時
地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時

(3) 消防機関等の出動状況

区 分	地 域	目 的	日 時		出動人員等(延)	
			出 動	撤 収	人 員(人)	車 両(台)
消 防 職 員						
消 防 団 員						
市 町 職 員						

4 その他

--

被害報告要領

1 報告内容について

災害応急対応について、市町のみでは対応が困難な場合、県、国等の防災関係機関の応接活動が必要となる。速やかな応援活動が実施できるように次の場合はその概要を直ちに県へ報告すること。

- (1) 被害が発生したとき
速やかに対応できるよう発生直後すぐに「被害の概要」、「市町等がとった措置」等を報告すること。
- (2) 巡回等の結果、被害発生の前兆など異常現象等を発見したとき
- (3) 住民等から被害発生の前兆など異常現象等の連絡があったとき
- (4) 避難指示（住民の自主避難を含む）があったとき

2 報告方法について

報告は、電話又はファクシミリにより直ちに連絡すること。

ファクシミリの報告の場合、様式「被害発生報告書」により報告できる場合は、本要領中「3 被害発生報告書による報告」に従い報告すること。

3 被害発生報告書による報告

「被害発生報告書」により報告する場合は、下記に従い必要事項を記入の上報告すること。

- (1) 「1 報告機関等」
 - ア 「●災害名」については、「○月○日～○月○日の大雨」、「台風○号」など、名称で災害が特定できるように記入する。
 - イ 「第○報○年○月○日 ○時○分 現在」を記入する。確定報であれば、「確定報」を○で囲み「○年○月○日」を記入する。
 - ウ 「市町名」、「記入者名」、「電話番号」を記入する。
- (2) 「2 被害発生状況」
 - ア 「(1) 人的被害」

「災害による被害報告について（昭和45年4月10日付け消防防災第246号消防庁長官）」により記入する。
住所、氏名、年齢、性別、被災の原因等についても記入する。
 - イ 「(2) 住家・非住家被害」

「災害による被害報告について（昭和45年4月10日付け消防防災第246号消防庁長官）」により記入する。
被災した住家・非住家の住所、被災状況等の概要についても記入する。
 - ウ 「(3) その他公共施設等」
 - (ア) 「①道路被害」

国道、県道、市町道で通行止めがあった場合、該当の「区分」を○で囲み、「路線名」、崩土等の発生した「場所」、規制された「区間」、被災等の「原因」、「規制の開始・解除時間」を記入する。
 - (イ) 「②河川被害」

堤防決壊、越水等があった場合、「河川名」、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。
 - (ウ) 「③ため池被害」

堤体の決壊、越水等があった場合、「ため池名」、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。
 - (エ) 「④土砂崩れ被害」

土砂崩れ被害が発生した場合、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。
 - (オ) 「⑤ライフライン被害」

断水、停電、電話の不通があったとき、その状況を記入。

(3) 「3 災害に対してとられた措置の概要」

ア 「(1) 災害対策本部等の設置状況」

災害対策本部、第一警戒体制、第二警戒体制等の体制をとった場合には、設置・廃止の日時を記入する。災害対策本部以外の体制は、その他の体制にその体制名を記入する。

イ 「(2) 避難措置状況」

(7) 「①避難指示」

災害対策基本法第60条の避難指示を発令したとき、その内容を記入する。

(イ) 「②自主避難」

災害対策基本法第60条に規定される避難指示以外の自主的な避難があった場合に記入する。

ウ 「(3) 消防機関等の出動状況」

消防職員、消防団、市町職員別に活動状況を記入する。

(4) 「4 その他」

上記項目以外の被害の発生、災害の応急対応など、特に報告の必要があるものについて記入する。

※ 被害の概要等について本様式に書き込めない場合は、別紙を作成、添付し送付すること。被害の数値を累計することとし、報告時点の最新数値を記入すること。

4 配備体制解除後の対応について

各市町村においてとられた配備体制を解除したときは、必ず「被害発生報告書」の3の(1)に「体制を解除したこと」を記入の上、「被害の状況」等も記入しファクシミリで報告すること。

[4 - 2] 火災・災害等即報要領（防災危機管理課、消防保安課）

火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防防第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

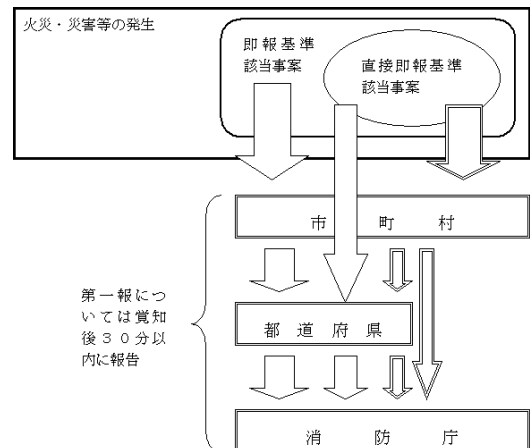
ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第1報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告

をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により、消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したものの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって他社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

（ア）死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

（イ）負傷者が5名以上発生したもの

（ウ）周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

（エ）500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

（オ）海上、河川への危険物等流出事故

（カ）高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

（ア）原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

（イ）放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

（ウ）原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

（エ）放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・ バスの転落による救急・救助事故

・ ハイジャックによる救急・救助事故

・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民

保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平

方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キログラム以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の 4) 又は 5) に該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入する

こと。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1) (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初期段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式-その2 (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の現況

災害の現況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

○消防庁への被害状況等の報告先

区分		平日 (9 : 3 0 ~ 1 8 : 1 5)	左 記 以 外
		※応急対策室	※宿直室
NTT回線	電 話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7	0 3 - 5 2 5 3 - 7 7 7 7
	F A X	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 7	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3
消防防災無線	電 話	7 - 2 7 - 9 0 - 4 9 0 1 3	7 - 2 7 - 9 0 - 4 9 0 1 2
	F A X	7 - 2 7 - 9 0 - 4 9 0 3 3	7 - 2 7 - 9 0 - 4 9 0 3 6
地域衛星通信ネットワーク	電 話	0 4 8 - 5 0 0 - 4 9 0 1 3	0 4 8 - 5 0 0 - 4 9 1 0 2
	F A X	0 4 8 - 5 0 0 - 4 9 0 3 3	0 4 8 - 5 0 0 - 4 9 0 3 6

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積	㎡		
	階層		延べ面積	㎡		
焼損程度	棟数	全焼 半焼 部分焼 ぼや	棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
			計 棟		建物焼損表面積	㎡
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	4 可燃性ガス	物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等	人(人)
			重 症	人(人)
			中等症	人(人)
			軽 症	人(人)
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出場人員	出場資機材
	事 業 所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
	消 防 本 部 (署)		台	
	消 防 団		台	
	消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー		機	
	海 上 保 安 庁		人	
警戒区域の設定		月 日 時 分	自 衛 隊	人
使用停止命令		月 日 時 分	そ の 他	人
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	月 日 時 分	覚知方法	
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)		
	計 人	重症	人 (人)	
	不明 人	中等症	人 (人)	
		軽 症	人 (人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分		
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
							一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県				区 分		被 害		
災 害 名	災害名			田	流失・埋没	ha		
	報 告 番 号	第 報			冠 水	ha		
報 告 者 名		(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha	
				冠 水		ha		
区 分		被 害		そ の 他	文 教 施 設	箇所		
					病 院	箇所		
					道 路	箇所		
					橋 り よ う	箇所		
人 的 被 害	死 者	人			河 川	箇所		
	行 方 不 明 者	人			港 湾	箇所		
	負 傷 者	重 傷	人			砂 防	箇所	
		軽 傷	人			清 掃 施 設	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟			崖 く ず れ	箇所		
		世帯			鉄 道 不 通	箇所		
		人			被 害 船 舶	隻		
	半 壊	棟			水 道	戸		
		世帯			電 話	回線		
		人			電 気	戸		
	一 部 破 損	棟		ガ ス	戸			
		世帯		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
		人						
	床 上 浸 水	棟						
		世帯						
		人						
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯				
	世帯		り 災 者 数	人				
	人		火 災 発 生	建 物	件			
非 住 家	公 共 建 物	棟		危 険 物	件			
	そ の 他	棟		そ の 他	件			

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 害 適 用 市 町 村 名 救 助 法	計 団 体
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額	千円			119番通報件数	件
災害の概況					
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣	その他			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

〔4-3〕被害程度の認定基準（防災危機管理課）

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷者) 1ヵ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷者) 1ヵ月未満で治療できる見込みの者 ※重傷者、軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること。
住家の被害	住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住居であるかどうかを問わない。なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているものは住家とみなす。 (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ住宅地内にあるもので非住家として計上するにあたらぬ小さな物置、便所、風呂場、炊事場、木小屋等）が付着しているものは折半して、それぞれの主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿者、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。）
	全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼・半流失)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊、半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラスが2～3枚割れた程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積のため、一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度浸水したもの。
	非住家の被害	非住家
公共建物		官公署庁舎、公民館、公立の保育所等の公用又は公共の用に供する建築物をいう。
その他		神社、仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物をいう。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。

被害区分		認定基準	
その他	病院	患者の治療活動に必要な施設。具体的には、治療施設、入院施設、給食施設が被災したとき。	
	道路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
		損壊	国道、県道、市町村道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要となったものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路の破損又は冠水等により応急修理が必要なものとする。
	橋りょう	道路を連結するために、河川、運河、湖沼等の上に架設された橋で、全部又は一部が流出したものと及び損壊により応急修理が必要となったものとする。	
	河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		堤防決壊	河川法にいう1級河川、2級河川、準用河川並びに法定外河川の堤防、あるいは溜池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度のものとする。
		越水	堤防等は破損していないが、水が堤防等を乗り越えて場内へ流れ込む状態のものとする。
		その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急処理が必要なものとする。
	港湾・漁港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設への被害があったとき。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸に被害があったとき。	
	崖崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
	土石流	土石等が水と一緒に流出することにより、人命、人家及び公共建物に被害があったものをいう。	
	水道	貯水・浄水施設設備、導水管等の被災により給水が不能となった又は復旧工事を必要とする程度の被害とする。	
清掃施設	ゴミ処理施設及びし尿処理施設に被害があったとき。		
被害船舶	ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったものと及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。		
鉄道不通	災害により運転施設設備、駅舎等に被害を受け汽車、電車等の運航が不能となった又は復旧工事を要する程度の被害とする。		
電話	災害により通信、電話が故障し、通話不能となった電話の回線数とする。		
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。		
水道	上水道又は簡易水道で、断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。		
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で、供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。		
ブロック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。		

被害区分		認定基準
り災者	り災所帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にする世帯をいう。
	り災者	り災世帯の構成員をいう。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設をいう。
公共土木施設		公共土木施設災害後旧事業費国庫負担法（昭和26年法律97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園をいう。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設をいう。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害をいう。
	林産被害	” 例例えば立木、苗木等の被害をいう。
	畜産被害	” 例例えば家畜、畜舎等の被害をいう。
	水産被害	” 例例えばのり、漁具、漁船等の被害をいう。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等をいう。
被害額		建物被害の概算額千円単位で総額を計上する。

- (注) 1 火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
- 2 国への報告書中「災害中間年報及び災害年報」の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設に係る被害額は「査定済額」を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書とするものとする。
- 3 国への報告書中「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設に被害を受けた市町村とする。

〔4-4〕被害報告処理一覽（関係各課、各機関）

1 県の災害情報の処理

課内	大別	報告名称	報告先	根拠法令等	報告時期	県への報告者	報告事項（概要）
防災危機管理課	総合	概況速報等	消防庁	災害対策基本法	速報・確定	市町長	災害の状況・応急措置
消防保安課	消防	火災等即報	消防庁	消防法、石炭法	即時・詳報・確定	市町長	火災等の概要・被害等
	救急救助	救急即報	消防庁	消防法	即時・詳報・確定	市町長	救急救助事故
	高圧ガス	事故報告	経済産業省 中国四国産業保安監督部	高圧ガス保安法	速報・詳報	関係業者	高圧ガス事故
学事文書課	文教	私立学校被害	文部科学省 高等教育局	激甚災害援助法に基づく局長通達	速報 7日以内	学校法人等	人的、物的被害
	文教	学校施設被害	文部科学省 高等教育局	公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目	速報 災害報告書 7日以内	公立大学法人山口県立大学理事長	学校施設被害
管財課	公有財産	県有物件被害	(公財)都道府県センター	建物共済事業業務規程	速報・10日以内	財産管理者	物件被害全般
	公有財産	住宅関係	(公社)全国公営住宅火災共済機構	住宅火災共済事業実施規定	速報（できる限り早く）	財産管理者	物件被害全般
	公有財産	公有財産		公有財産規則	速報	財産管理分掌者	物件被害全般
厚政課	一般り災	災害救助関係	厚生労働省 社会・援護局	災害救助法	速報	市町長	人命、家屋
	福祉施設	社会福祉施設の被害	厚生労働省 社会・援護局	激甚災害援助法等に基づく通達	確定（発生の都度）		社会福祉施設 災害復旧事業費
健康増進課	防疫	被害状況	厚生労働省 健康局	感染症法	速報	市町長	家屋被害、発生患者
	防疫	防疫活動状況		感染症法	日報	市町長	防疫活動、赤痢患者
	防疫	災害防疫経費		感染症法	速やかに	市町長	防疫活動に要する経費
	防疫	災害防疫完了		感染症法	完了後1ヵ月以内	市町長	防疫業務実施状況
生活衛生課	環境衛生	水道関係	厚生労働省 医薬・生活衛生局		通報	市町長	災害復旧経費等
	施設	環境衛生関係			〃	〃 一部事務組合の長	〃
廃棄物・リサイクル対策課	環境衛生施設	廃棄物関係	環境省 中国四国地方環境事務所 〃 広島事務所		通報	市町長 一部事務組合の長	災害復旧経費等
薬務課	薬事	医薬品等供給関係	厚生労働省医政局 医薬・生活衛生局	薬事法	速報	関係業者	医薬品等供給状況
		毒物劇物事故		毒物及び劇物取締法	速報・詳報	関係業者	毒物劇物事故
自然保護課	その他	自然公園施設等	県処理	自然公園法 県立自然公園条例	速報 確定報告	市町長	自然公園施設及び自然歩道の被害概要等
産業政策課	危険物	事故報告	経済産業省 中国四国産業保安監督部	火薬類取締法	速報・詳報20日以内	関係業者・警察官	火薬事故
経営金融課	中小企業	中小企業関係	経済産業省 中国経済産業局	経済産業省 防災業務計画	速報・詳報	市町長	被害概要
農林水産政策課	農林	農林業関係被害	中国四国農政局	農林水産業被害報告とりまとめ要領	速報・概況・確定	市町長	農林業関係被害
	農林	共同利用施設被害	中国四国農政局	〔農林施設暫定法〕 激甚災害援助法	速報・7日以内	農協組合長	共同利用施設
	水産	水産業被害	水産庁漁政部	農林水産業被害報告とりまとめ要領	速報・概況・確定	漁協・市町長	水産業関係被害
農村整備課	農林	農地農業用施設被害	農林水産省 中国四国農政局	農林施設暫定法	速報（速やかに）	市町長	農地、農業用施設
	農林	海岸及び地すべり防止施設被害	農林水産省 中国四国農政局	公共土木国庫負担法		市町長	海岸、地すべり防止施設
畜産振興課	農林	畜産関係被害	農林水産省畜産局 中国四国農政局		速報・認定	市町長	家畜、畜産物、飼料作物、畜産共同利用施設、牧草地等

課内	大別	報告名称	報告先	根拠法令等	報告時期	県への報告者	報告事項(概要)
森林企画課	農林	林野関係(総括)	林野庁	農林水産業被害報告とりまとめ要領	速報2~3日ごと 概況2週間以内 確定報告終息後1か月以内	市町長	林地、施設、林産物
	農林	林産物、林産施設	林野庁	農林水産業被害報告とりまとめ要領		市町長	林産地、林業施設
森林整備課	農林	造林地、苗畑	林野庁	農林水産業被害報告とりまとめ要領	速報発生後概ね2~3日ごと 概況	市町長	造林地、苗畑、作業路(道)
	農林	山地災害	林野庁	林野庁通達		市町長 農林水産事務所長 農林事務所長	山地災害被害(崩壊等)
	農林	林道施設被害	林野庁	農林水産業被害報告とりまとめ要領	2週間以内 確定 災害終息後1か月以内	市町長 農林水産事務所長 農林事務所長	林道施設
	農林	林地荒廃防止施設	林野庁	公共土庫庫負担法	速やかに	市町長 農林水産事務所長 農林事務所長	林地荒廃防止施設関係
漁港漁場整備課	漁港	災害速報	水産庁 漁港漁場整備部	公共土庫庫負担法	速報・7日以内	市町長	漁港、海岸施設災害
	水産	災害速報	水産庁 漁港漁場整備部	農林水産業施設暫定法	速報・7日以内	市町長	漁業用、共同利用施設災害
都市計画課	公共土木	国土交通省所管公共土木施設	国土交通省 都市局	公共土庫庫負担法	速やかに	市町長 土木建築事務所長 指定管理者	公園
	公共土木	国土交通省所管公共土木施設	国土交通省 水管理・国土保全局	公共土庫庫負担法	速やかに		下水道
	都市	都市災害	国土交通省 都市局	局長通達	速やかに		街路、都市排水施設等(負担法に係るものを除く)、堆積土砂排除
砂防課	公共土木	国土交通省所管公共土木施設	国土交通省 水管理・国土保全局	公共土庫庫負担法	速やかに	市町長 土木建築事務所長	河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、下水道
	公共土木	土砂災害 土砂災害による被害状況 土砂災害による被害状況報告通達	国土交通省 水管理・国土保全局 中国地方整備局	土砂災害による被害状況報告通達	速やかに	市町長	土石流災害、地すべり災害、急傾斜地崩壊による災害
港湾課	公共土木	港湾災害	国土交通省港湾局	公共土庫庫負担法	速報・7日以内	土木建築事務所長 港湾管理事務所長 市町長	港湾・海岸被災概要 気象状況(風速、波高、降雨量、潮位)
建築指導課	建築物	建築物滅失被害	国土交通省 総合政策局	建築基準法	月報	市町長	建築物
住宅課	住宅	住宅被害	国土交通省住宅局	局長通達	速報10日以内	市町長	住宅
企業局	公営企業	電気関係事故報告	経済産業省中国 四国産業保安監督部	電気関係報告規則	速報 (24時間以内) 報告(30日以内)	利水事務所長 発電事務所長 工水事務所長	電気工作物等の事故
	公営企業	工業用水事業被害状況報告	経済産業省 中国経済産業局	課長通達	速やかに	利水事務所長 工水事務所長	工業用水道施設の事故
教育庁 教育政策課	文教	学校施設被害	文部科学省 文教施設企画・防災部	公立学校 国庫負担法	速報・7日以内	市町長 県立学校長 県立大学学長	幼、小、中、高、中等教育、総合支援、大学に係る学校施設被害
警察本部 警備課・地域課	全般	災害警備実施報告	警察庁、 管区警察局	警察法	速報・総括報告	警察署長	被害状況全般 (金額を除く)

(注) 激甚災害援助法律 — 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
公共土庫庫負担法 — 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
農林施設暫定法 — 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
公立学校国庫負担法 — 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

[4-5] 学校被害状況報告様式（教育庁学校運営・施設整備室、学事文書課）

被害状況報告（第 報）

令和 年 月 日 時 分現在
 （市町又は県私立施設名 ）

1 人的被害等

被害種別	被害内訳（人）				備考
	園児・児童・生徒	教職員	その他一般	計	
死者					
行方不明者					
重傷者					
軽傷者					
計					
帰宅出来ない人数 （保護者へ引渡出来ない者）	（在校生 ）				

2 施設及び設備等被害

名称及び被害場所	被害額（千円）	被害状況及び復旧見込み時期

注) 施設区分ごとに記入のこと。
 県立学校については実習産物等の被害についても計上すること。

3 教科書等の文房具被害

区分	児童生徒数	備考
計		

注) 区分には学校種別、備考には被害を受けた文房具等の種別を記入のこと。

4 その他

学校名	食料	飲料水	寝具の確保状況
	日分	リットル	

注) 提出先 県立学校 …………… 県教育庁学校運営・施設整備室
 市町教育委員会 …………… 〃
 公立大学法人山口県立大学及び私立学校 …… 県総務部学事文書課

[4-6] 休校状況報告様式（教育庁学校運営・施設整備室、学事文書課）

休校状況報告（第 報）

令和 年 月 日 時 分現在

〔 県立(私立)学校名 :
市町教育委員会名 : 〕

月 日 ()

学 校 名	休 校	授業時間短縮	授業開始の遅れ	備 考

注) 分校を含めて報告のこと

上記において授業再開の支障となる事項

学 校 名	支 障 と な る 事 項

注1) 提出先

- ・ 県立学校 県教育庁学校運営・施設整備室
- ・ 市町教育委員会 " (義務教育課)

・公立大学法人山口県立大学及び私立学校 …… 県総務部学事文書課
注2) 私立学校にあつては「県立（私立）学校名」欄に法人名を記入。